

國學院大學學術情報リポジトリ

Succession Structure of Iwami Kagura in Western Shimane Prefecture

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 健太 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000862

島根県西部地域における 石見神楽の存立構造

山本 健太

キーワード

伝統芸能 文化継承 共同体 存立構造

I. はじめに

1. 問題の所在

我が国では現在、人口減少と少子高齢化に伴って、地域の伝統芸能をいかに守り次代へとつなぐのかが、喫緊の課題となっている。それを解決するための糸口を探すため、地域の伝統芸能の観光資源として利活用や、それともなう行為主体間の衝突など、地域の伝統芸能のもつ社会経済的側面に着目した研究が蓄積されつつある。例えば、地域の伝統芸能を経済活動の中で観光商品として扱うことによって、従来その伝統芸能の継承者と観客が共通に持っていた感覚や規範がそれぞれの立場によって多様化していく姿（長谷部・大村 2010）や、学校教育や地域コミュニティが伝統芸能の継承の場となるとの報告がある（佐藤・渡部 2012, 高崎 2016, 2017）。学校教育では、郷土愛教育を育むための教材として活用されている実態（Yamamoto 2018）や、地域コミュニティでは、従来域内男性に限られていた伝統芸能の継承は、地域の少子高齢化が進むにしたがって、低年齢層や女性、域外居住者が参加、継承することを許容し始めている実態の紹介などがなされている（熊谷 2016, 井上 2017）。また当事者らが、継承する芸能を地域資源ととらえ、地域コミュニティの維持や観光資源として、強かに利活用する姿などが示されている（山本ほか 2016, 和田 2017など）。

大規模災害などで維持が困難となった地域コミュニティが、回復する過程で、地域の伝統芸能の社会的役割が変化し、コミュニティ構成員のアイデンティティに大きな影響を与えたとの指摘もある。茂木(2015)は、2011年3月11日に発生した東日本大震災と津波によって甚大な被害を受けた岩手県釜石市鶴住居地区鶴住神社の事例に着目している。そこでは、当地に継承されている伝統芸能「虎舞」が、この震災を契機としてそれまでの豊年を祝う舞から鎮魂の舞へと変化したこと、この舞が残された人々の心の拠り所として機能していることが指摘しされている。また筒井(2015)は、噴火により全島避難を余儀なくされた三宅島における初午祭とそれを継承する阿古地区青年団を事例に取り上げている。そこでは、過去2度の噴火の影響で担い手が不足し祭祀の実施が困難な状況にあったが、地縁者や職縁者と連携を強化することでそれを克服した。祭りで奉納される獅子舞は伝統的な日本家屋でなされる荘厳な神事であったが、舞い手の裁量が許容されるようになり、必ずしも民家に限らない広い場所で舞う、高いエンターテインメント性を備えたものへと変化したと報告している。

Yamamoto(2018)はこのような地域による多様な継承の実態をとらえる中で、地域が自身らの伝統芸能に地域の中でどのような役割を担わせるか、より具体的に言えば、観光資源として、あるいは愛郷心をはぐくむ道具として利用する／できるかは、経路依存的な側面があることを指摘している。すなわち、伝統芸能の利用方法は地域的課題に直面した際に決定されるのではなく、その地域がどのような履歴を有するののかによって限定された選択肢の中から選ばれる。当事者が伝統芸能を観光資源として利用するのか、コミュニティを維持する道具として利用するのかといった選択肢は、その地域が観光地であったか否か、市町村合併などのイベントに際し住民意識の一体性の必要性が生じたか、地域のまとめ役が伝統芸能の継承に積極的な関わりを持ったか、などの地域的文脈によって規定されるのである。そのため、ある伝統芸能が地域でいかにして継承維持されているかを示すためには、その伝統芸能が継承される地域の行為主体の活動実態を個々に捉え、それら主体の相互作用を明らかにする必要がある。

本稿では、昨今の地域の伝統芸能の継承に関する議論を受け、島根県石見地方に伝わる石見神楽を事例として、その存立構造を明らかにすることを目的とする。島根県では、神楽舞に関する情報発信と地域との窓口として、観光商工課や各自治体の観光協会が担っている。加えて、石見神楽は県や自治体に観光資源として積極的に活用されており、新しい神楽継承団体が今なお誕生している⁽¹⁾。このような当地において神楽が存立している構造を明らかにすることは、人口減少と少子高齢化の中で維持継承に苦しみ他地域の伝統芸能についても光明となることが期待される。

2. 本稿の構成

本稿の構成は以下の通りである。Ⅱでアンケート調査の結果にしたがって、神楽継承団体の活動を分析する。そこでは、演舞と収支の状態に注目し、継承団体の運営状況を示す。また神楽継承についての団体代表の意識についても取り上げる。Ⅲでは、石見神楽を特徴付ける継承団体を事例として取り上げ、Ⅱにおいて析出された継承団体の運営状況の実態を紹介する。最後にⅣで本稿をまとめるとともに、石見神楽が地域資源として当地で活用され、存立している構造を示す。

Ⅱ. 神楽継承団体の運営状況

1. 石見神楽の概要

石見神楽の伝播経路には諸説ある。例えば山路（2013）は、石見神楽という呼称は近代以降に使われだした可能性を指摘し、石見神楽の多様性に言及している。その中で石見神楽は舞の特徴から「邑智」、「石央」、「石西」および「石東」に分類できること、このうち「石東」および近隣地域は神楽の伝承が薄く、隣国の神楽の影響もみられることから石見神楽とは別扱いされてきたこと、中世後期以降に修験山伏によって伝えられたことを指摘している。加えて、これら地域での神楽の舞い方に違いが生まれたのは、明治以降に村人が神楽を継承するようになってからであると捉えている。また、石塚（1979）は、石見神楽の舞い方として大きく「六調子」「八調子」およびこれらとは異なる「石西」に区別している（p.21-22）。六調子とは、詞章が短く、俗語も多いが、ゆったりとしたテンポから優雅な舞いである。一方、八調子は、明治以降に開発され、開発の過程で俗語の詞章は古典によって正され、テンポが速く、活発な舞になったとされる。また石西には、隣接する山口県東長門地方との舞の連続性が確認され、六調子とも八調子とも異なる舞が継承されているという（石塚、1979）。

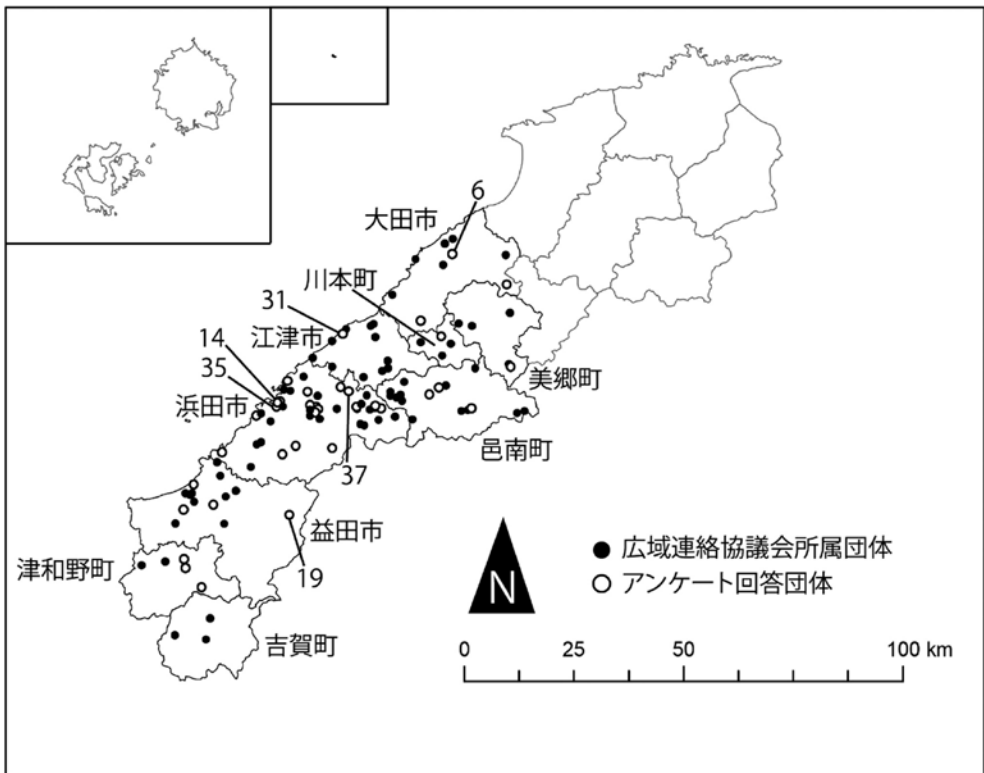
このように、石見地方に継承される神楽は、伝播経路に違いが指摘されているが、それらの違いを超えて、地域的一体性を持った活動もみられる。そのひとつが、2013年に石見神楽の継承団体および自治体によって設立された石見神楽広域連絡協議会（以下、広域連絡協議会）である。2018年現在、広域連絡協議会は、石見地方の各自治体のほか、9市町10協議会⁽²⁾およびそれら各協議会に属さない21団体の合計111団体から構成される連合組織体である。広域連絡協議会は、所属団体間の情報共有、意見集約を通じて、石見神楽を振興することを目的としている。広域連絡協議会では、月に1度の理事会、年に1度の総会が開催されており、それらの場で継承団体間の情報交換や意見集約がなされている。ま

た、行政や観光振興協会を通じた問い合わせや依頼は、規模や範囲を勘案して、これら行政や観光振興協会によって該当する団体に直接伝えられるか、協議会経由で所属団体に伝えられる。

2. アンケート回答団体の概要

第1図は、広域連絡協議会に所属する団体の連絡先の分布を示したものである⁽³⁾。広域連絡協議会所属団体の分布をみると、石見地方全域に分布していることがわかる。また分布には疎密が見られ、石見地方で最も人口の多い浜田市には最も多くの団体が立地していることがわかる。

これら広域連絡協議会所属の全111継承団体に対して2017年10月にアンケート票を送付し、36団体から回答を得た。また、アンケート配布の直前に協議会を離れた1団体もアンケート配布リストに含まれており、回答を得られた。そのためこれも加えた37団体の回答について分析を試みる(第1表)。なお、アンケートの作成と配布に当たっては後述の手



第1図 調査対象団体の分布

注 図中数字はⅢ章にて言及のある団体のIDを示す。IDは第1表と同じ。
 出典：石見神楽広域連絡協議会提供資料により作成

第1表 アンケート回答団体の概要

ID	立地自治体	設立年	代表者 年齢	構成 員数	2016年度	
					収入 (万円)	支出 (万円)
1	浜田市	1667	62	23	220	320
2	浜田市	江戸末期	70	15	367	192
3	浜田市	江戸末期	66	17	253	241
4	浜田市	1830	55	20	360	260
5	浜田市	1861	63	19	123	42
6	大田市	1864	60	40	457	296
7	益田市	1867	58	26	326	326
8	津和野町	明治初期	66	14		
9	浜田市	明治初期	66	22	55	37
10	浜田市	明治初期	45	22	102.3	102.3
11	浜田市	明治初期	30	22	160	80
12	邑南町	1877	64	17	6	3
13	浜田市	1877	58	14	28	20
14	浜田市	1877	56	17	325	312
15	浜田市	1887	71	41	300	280
16	浜田市	1887	48	19		
17	大田市	1897	77	21	25	25
18	浜田市	1897	58	15	100	80
19	益田市	1907	73	20	269	217
20	浜田市	1907	57	18	40	40
21	浜田市	大正期	70	24		
22	邑南町	大正期	68	15	10	10
23	浜田市	1927	49	20	60	40
24	浜田市	1945	70	15	180	168
25	津和野町	1947	76	21	347	230
26	大田市	1954	75	33	275	190
27	邑南町	1963	39	18	150	140
28	益田市	1964	38	28		
29	津和野町	1968	82	20	124	124
30	益田市	1970	46	20	200	120
31	江津市	1972	61	15	45	38
32	益田市	1973	69	16	267	203
33	浜田市	1985	54	40		
34	江津市	1990	55	25		
35	浜田市	1998	35	16		
36	浜田市	1999	73	24		
37	浜田市	2011	26	14	91.5	83.8

注 空欄は無回答

出典：アンケート調査により作成

順を踏んでおり、対象者の十分な理解のもとで行われた。調査内容に収支構成や構成員一人一人の居住歴に関する項目などが含まれる。継承団体代表者の中には、これらの項目を回答することを嫌がったり、十分に知らない場合もあったと考えられる。アンケート票の回収率は約32.1%であり、アンケート結果は必ずしも全体像を示すものとはいえない。本稿は当該地域における神楽継承団体の一端を示すものである点に留意が必要である。しかし、これまで継承団体に関するこれら運営実態に関するまとまったデータはなく、本調査の結果は希少である。そこで現時点における実態を記録する意味においても、可能な限り分析を試みる。

アンケート票は、広域連絡協議会および島根県担当者、継承団体構成員の助言を受けて作成した。アンケート内容は、当該地域で神楽がどのように継承され、地域資源として活用されているのか、実態を明らかにすることを目的とする旨を冒頭に記載するとともに、(1)団体の設立年や継承団体の収支内訳などの団体の運営に関する事柄、(2)構成員数、構成員の年齢階層分布と居住歴といった構成員に関する事柄、(3)奉納神楽や公演等の実施日や形態などの神楽の実施実態に関する事柄、(4)継承団体代表者の神楽継承に対する意識に関する事柄から構成される。アンケート配布に当たっては、広域連絡協議会より構成団体に事前説明がなされたのち、島根県担当部署宛での返信用封筒を同封したアンケート票が郵送された。

また、得られたアンケート回答にて不明箇所のある団体および特徴のみられる団体の合計10団体を対象として、2018年9月から10月にかけて、聞き取り調査をした。その結果、9団体から協力を得られた。分析に際してはそこで得られた結果も折に触れて参照する。

一般に、神楽は江戸期までは地域の宗教者の権威装置として継承されてきた。明治期になると、政府によってなされた神職の演舞禁止などの影響から、地域の氏子が神楽を継承することになった。第1表より継承団体の設立年をみると、明治期以降に設立されたものが大半を占める。とりわけ明治初期に最も多くの継承団体が設立されていることがわかる。当該期には他の地域でも多くの継承団体が氏子を中心に結成されている。これは政府による神職の演舞禁止を受け、社家による神楽の継承が難しくなり、氏子連中による継承がされ始めたことによると推察される。また、昭和初期には団体の新設が見られない。当該期は第二次世界大戦の時期にあたり、戦時体制下での神楽継承団体の新設は困難であったと考えられる。近年では、1999年や2011年など、設立年の若い団体もみられる⁽⁴⁾。

3. 団体の構成

アンケート回答団体の構成員数の合計は751人、平均値は21.3人である。このうち男性

が661人（86.2%）、女性が106人（13.9%）である。第2表はアンケート回答団体構成員および2015年国勢調査結果による石見地方の性別年齢別人口分布である。これをみると、回答団体構成員の男性では30代が最も多く、18歳以下、40代、23-29歳と続く。女性では18歳以下が最も多く、30代、40代、23-29歳と続く。石見地方の人口分布と比較しても生産年齢の中でも若年男性の層、すわなち23-29歳、30代、40代の男性の構成比が大きく上回る。当該男性の比率が高いのは、ひとつには神楽が伝統的に成人男性によって継承されてきたことがある。近年では少子化などを理由にして女性や子どもが舞うことを許容する団体も増えてきている。またいまひとつには、世帯主が構成員となっていることが挙げられる。

回答団体の中には、子ども神楽部門を有するものもある。そのような団体では、世帯主男性とその子どもが加入していることも少なくない。また、アンケート対象には子どもを主たる構成員とした団体を組織しているものも含まれている。そのため小中学生の子どもを持つ親世代と考えられる30代と、その子世代である18歳以下の構成員数が多くなっている。他方で男女ともに19-22歳の層が最も少ない。これは大学等への進学や就職によって親元を離れざるを得ないものが少なくないことを示している⁽⁵⁾。ただし、回答団体における19-22歳の構成比率は石見地方における同年齢の構成比率よりも高い。

明治政府によって神職の演舞が禁止され、奉納神楽は神職から氏子に継承された。このこともあり、神楽の継承団体の多くは氏神社や産土神社の氏子を母体として構成されている。構成員の居住履歴を尋ねたところ、全構成員786人のうち413人（52.5%）が生まれてからずっと、自身らの継承する神楽のある地区（産土神社圏）内に住み続けている。地区外に転出したが戻ってきたもの77人（9.8%）と合わせると、回答した継承団体構成員全体の62.3%が地区内に居住している。また、地区外からの移住者の合計は83人（10.6%）

単位：人 第2表 アンケート回答団体構成員および石見地方の性別年齢別人口

	年齢	0-18	19-22	23-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-	不明	性別計	計
回答団体 構成員	男	119 15.5%	48 6.3%	85 11.1%	121 15.8%	94 12.3%	70 9.1%	73 9.5%	51 6.6%	-	661 86.2%	767
	女	37 4.8%	6 0.8%	16 2.1%	19 2.5%	16 2.1%	11 1.4%	0 0.0%	1 0.1%	-	106 13.8%	
石見地方	男	15,300 7.7%	2,267 1.1%	5,217 2.6%	10,019 5.0%	11,004 5.5%	12,425 6.2%	17,326 8.7%	20,612 10.4%	600 0.3%	94,770 47.6%	198,927
	女	14,222 7.1%	1,947 1.0%	4,540 2.3%	9,286 4.7%	10,385 5.2%	12,171 6.1%	17,099 8.6%	34,162 17.2%	345 0.2%	104,157 52.4%	

注 性別下段は計に占める割合を示す。百分率は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計値が100%とならない場合がある。

出典：アンケート調査および2015年国勢調査により作成

であり、全体の7割以上の構成員が地区内に居住していることになる。

なお、地区内に居住しているもののなかには、地区出身者でもなく、現在も地区外に居住するものが143人(18.2%)いる。継承団体の中には、構成員の大半が地区外出身でかつ現在も地区外に居住しているものも少なからずある。これら団体と、地区内出身者によって構成される団体、移住者の構成比率の高い団体とでは、構成員にとっての神楽のもつ意味や役割、神楽に対する継承者の思いなどが異なる可能性がある。

4. 演舞の実態

神楽継承団体が神楽を舞う機会には、氏神社や産土神社への奉納と、共(競)演会などの公演がある。そこで本節では、奉納神楽と公演について、アンケート調査の結果から見える特徴を示す。

i) 奉納神楽

奉納神楽は、氏神社や産土神社の祭神に奉納する神楽である。奉納神楽の目的はこれら神への豊作祈願や感謝、報告などである。神楽は地域によってさまざまな演目や形態があり、その執行に掛かる時間の長短も多様である。例えば、夕刻に演目の一番を舞いはじめ、翌朝や翌日の午前中に至るまで時間を要する夜神楽がある。夜神楽は夜を徹して舞い続けるために、舞手の心身の負担が大きい。そのため、舞手の減少や少子高齢化などを理由に奉納神楽の隔年、数年おきの執行や、演目数を減らして当日深夜までで終わる半夜神楽や、日中数時間のみ舞う日神楽として執行するなどの対応がみられる。また奉納する社によっては大祭年が決まっており、その年にのみ舞うというものもある。

第3表は、奉納神楽の執行日の分布をみるために、執行回数を形態および週単位でまとめたものである。奉納神楽の日時を尋ねたところ、37団体中31団体が2017年に1回以上の奉納神楽を執行している。このうち2団体が2017年を4年に1度の大祭年と回答している。

第3表 奉納神楽の執行週分布

週番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
日神楽	1										1										1						
半夜神楽														1	1		3										1
夜神楽																											
合計	1										1			1	1		3				1						1
週番号	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	合計	
日神楽										1			1	4	2		2	2	2	1		2				20	
半夜神楽	2	2	3	2		1					1	2	8	13	5	4	6	1	1	4					1	62	
夜神楽												1	2	4	2	4	6	1	2			1				23	
合計	2	2	3	2		1				1	1	3	11	21	9	8	14	4	5	5		3			1	105	

出典：アンケート調査により作成

また2017年に奉納神楽を執行していない団体のうち1団体が2016年に8回執行している。2017年に奉納神楽を執行した団体の執行回数平均は4.9回であった。これら奉納神楽の執行日は、一部では4月および7月にもわずかながらみられるが、10月中旬（第41週、合計21回）を中心に9月下旬から11月下旬に集中しており、季節性が強く表れている。また執行形態では半夜神楽が全体の約6割（62回）を占めている。これら奉納神楽の執行については、先述の通り、人口減少や少子高齢化の影響もあり、地区外の住民が団体に参加したり、他地区の住民や神社からの依頼によって代行したりといった事例もある。

ii) 公演

年間の公演実績をみると、回答団体は平均で12.0回、「団体の主催または共催」、「定期公演への出演」、「共（競）演会への出演」、「その他依頼のあったもの」のいずれかに出演している。最も多い出演形態は「その他依頼のあったもの」であり、回答団体の合計で延べ248回みられる。次いで「定期公演への出演」が同101回、「共（競）演会への出演」が同68回である。

主催公演または共催公演とは、自団体が主（共）催者として公演会を開催するものである。また定期公演とは、道の駅などの常設舞台で定期的になされる公演をさす。定期公演の舞台へは、地区内の他の団体と輪番で出演することが多い。共（競）演会とは、他団体が主催する公演会へのゲスト出演を意味する。石見地方に隣接する広島県では、他団体との神楽舞の技術力や演出を競う競演会が頻繁に開催されることが特徴のひとつとなっている（山本ほか 2016, 和田・山本 2017）。石見地方でも、少なくない数の共（競）演会が開催されている。

出演回数でもっとも多くを占めた「その他依頼のあったもの」は、これら主催、共催、定期、共（競）演会以外での出演であり、地域内外でのイベントなどへのゲスト出演のことである。例えば、老人ホームでの慰問公演やショッピングモールのイベントなどがこれに当たる。

これら公演の依頼は、継承団体やその構成員に直接されたり、インターネットでの情報などを元に、各市町の観光協会や、県・自治体の窓口が届いたりする。観光協会、県や自治体の窓口では、依頼者の要望や継承団体のスケジュールなどに合わせて団体を紹介している。依頼者にとりわけ要望のない場合には、各窓口の有する継承団体リストから順番に紹介している。

5. 収支状況

i) 収入の状況

アンケート回答団体の2016年度収入の合計は5265.8万円、平均181.6万円である。同支出の合計は4220.1万円、平均145.5万円である。広域連絡協議会全体での収入と支出を試算すると、収入1億5381.7万円、支出1億2327.1万円である。

収入の内訳比率を尋ねたところ、「奉納神楽」が平均で32.5%と、もっとも大きな割合を占めている。次いで「その他公演」26.6%、「御花」23.8%、「前年度繰越金」23.8%である。先述の通り、奉納神楽は氏神や産土神などへの奉納の神事である。神楽団体と縁のある地域の神社や、地域外の神社からの依頼に応じて、神楽団体が舞いを奉納する。団体によっては自身らの氏神社や産土神社といった地縁神社への奉納が団体の存在理由となっており、そこへの奉納の舞いは無償での奉仕とするものもある。またそれ以外の地区内、地区外の神社への奉納は、一般的に幾ばくかの出張料を必要とする。この料金は地区の内外で差をつけることが多く、アンケート回答団体では、地区内の神社への奉納の場合0-20万円(平均8.5万円)、地区外への神社の場合4-25万円(平均10.9万円)である。

先述の通り、神楽団体は平均で年間12回程度、なにがしかの公演に参加している。そのなかでも「その他公演」への参加回数が多い。年間収入に占める「その他公演」の平均比率は奉納神楽に次いで高く、地域の内外における公演活動、とりわけ外部主体からの依頼によるゲスト出演が重要な収入源になっていることがわかる。そこで、公演依頼料金について、地区内、石見地方内、隣接する出雲地方、隣接する広島県内、首都圏に出張する場合の料金をみると、神楽団体の活動する地区内が0-15万円(平均4.9万円)、それ以外の石見地方が2-20万円(平均7.6万円)、出雲地区内が3-30万円(平均13.2万円)、広島県内が3-30万円(平均17.8万円)、首都圏が3-100万円(平均62.7万円)である。出張費用は、各団体と出張先地までの距離や各団体や構成員のスケジュールなどの事情によって大きく異なるが、遠隔地になるに従って逡増していくことが読み取れる。

なお、地区内での公演費用を0と回答したのは1団体で、この団体は地区内および石見地方のみで公演している。また地区内以外の区分で最安(石見地方2万円、出雲地方3万円、広島県内3万円、首都圏3万円)を示しているのはいずれも同一団体である。この団体は子ども会の活動の一環として神楽の継承に取り組んでいるもので、年間運営費もアンケート回答団体の中にあって6番目に少ない。

「御花」とは、先述の出張料とは異なり、観客が入場時に受付へ渡したり、観客や主催者が舞台袖などで舞手に手渡したりする金銭などのことであり、いわゆる「心付け」や「オヒネリ」に該当する。御花の相場は決まっていないが、特に「鯛釣り」(地域によって「恵

比寿」など様々な呼び方がある) という演目の中では重要な小道具としての役割も果たし、紙幣であることが多い⁽⁶⁾。聞き取り調査によると、得られる御花の額は想定できないものの、団体の収入源のひとつとして小さくない。また御花の額は観客の多寡のみならず、観客が御花という慣習を知っているか否かによっても異なるという。

ii) 支出の状況

支出の内訳比率をみると、「衣装・道具の修繕・更新費」が平均で43.1%である。次いで「次年度繰越金」21.6%、「積立金」23.6%、「その他」19.3%、「交通・運搬費」15.0%である。石見神楽は金糸やラメを縫い付けた綿入れの衣装や竹と和紙から作られる蛇胴を特徴のひとつとする。一部では舞台上でのスモークや花火の使用などの高い娯楽性や、八調子と呼ばれる激しい囃子や舞なども特徴とする⁽⁷⁾。衣装は舞いに耐えられるように作ってあるとはいえ、毎年の修繕や数年に一度の更新は必須である。衣装1着の更新に数十万円することも珍しくない⁽⁸⁾。そのため、毎年の修繕費のほか、次年度繰越金や積立金として将来の修繕・更新に備えている。

「交通・運搬費」は、公演などの際の団体構成員の移動や衣装・舞台装置の運搬にかかる費用である。石見神楽の衣装は、一揃え20kg近くするものや、衣類ケース数箱に及ぶものも少なくない。これらの衣装の保管や運搬にはスペースを要する。神楽を複数演目舞うためには、演目構成にもよるが、舞台上の舞手のほかに次演目の舞手や囃子方など、最低でも10人程度が必要である。交通・運搬費の比率の高さは、衣装を持って出張することの大変さを示している。

また神楽の練習には神座以上のスペースも必要となる。しかし衣装・装置の保管や練習スペースに関連する「施設管理費」は支出項目の中では平均で9.4%と、必ずしも大きな比重を占めているとはいえない。「施設管理費」は団体所有の施設や物件の賃貸に掛かる費用などであることから、不動産を有したり、長期にわたって物件を借り上げている団体はあまり多くないことを示している。

他方で「その他」には多様な費目が含まれると考えられるが、これには衣装の保管場所や練習場に掛かる費用の占める割合が小さくない。聞き取り調査によると、衣装の保管については、管理の容易な襦袢や白衣などは構成員個人の管理とし、着物や蛇胴などは団体に管理することがあるという。この際の着物や蛇胴の保管場所は、団体構成員の個人宅に設けられた倉庫や納屋などの場合もあるが、公民館や神社の拝殿など、地域の公共空間と認識される場所が利用されることもある。また練習場所もそれら公共空間が利用されることになる。それらの場所は、地域構成員であれば無料で利用できることもあるが、施設維

持等を名目として少額を徴収することも少なくない。

6. 神楽継承団体代表者の意識

神楽団代表者が、神楽の継承について、技術や演目の導入、改変、観光利用などに対してどのように考えているか、「とてもよい」、「よい」、「あまりよくない」、「全くよくない」の4段階で尋ねた。「とてもよい」を4、「全くよくない」を1として集計したところ、各項目の平均値をみると「新しい演目を他の社中や地域から取り入れること」(2.1)、「新しいデザインの衣装を他の社中や地域から取り入れること」(2.4)「新しい舞台装置を他の社中や地域から取り入れること」(2.5)という、演目やデザインの導入に関する項目では、いずれも2.5以下であり、全項目のなかでは消極的な評価にとどまっている。演目のデザインや開発に関する項目では、「新しい演目を独自に開発すること」(2.6)、「新しいデザインの衣装を独自に開発すること」(3.0)、「新しい舞台装置を独自に開発すること」(2.9)と、平均値が2.5から3.0(「よい」)の範囲に収まっているが、継承団体の中でも様々な意見のあることがうかがえる。

他方で「舞いを映像に残すこと」(3.5)、「舞いの映像をインターネットで公開すること」(3.1)、「他社中と共(競)演会等を実施すること」(3.2)、「社中単独で公演会を実施すること」(3.1)という舞いの公開に関する項目は、いずれも平均値が3.0を超えており、積極的な評価が多く集まっている。中でも舞いを映像に残すことは、後述する観光客の神楽鑑賞に次いで高く評価されている。継承団体の中には、一度途絶えてしまった神楽を復活させるために結成されたものや、地区外の構成員が多く参加する団体もある。それらの団体は、映像記録によって舞いを残していくことの重要性を認識しているものと捉えられる。

神楽の観光資源としての活用に関する項目を見ると、「観光客が奉納神楽を鑑賞すること」(3.5)、「神楽を観光資源として活用すること」(3.3)が3.0を超えた値を示している。これに対して、「地区内に観光客向け神楽用の舞台や神楽殿舞台を設置すること」(2.8)、「市町内に観光客向け神楽用の舞台や神楽殿舞台を設置すること」(2.9)、「石見地方に観光客向け神楽用の舞台や神楽殿舞台を設置すること」(2.9)という観光客向け施設の設置についてはいずれも3.0を下回っている。特に観光客の奉納神楽の鑑賞、神楽の観光資源としての活用について「全くよくない」と評したものがみられない一方で、施設の設置についてはおよそ1割(地区内に設置:3,市町内に設置:4,地方に設置:3)が「全くよくない」と回答している。施設の設置についてはアンケート回答団体の中でも一定の評価がされているものの、多様な見解のあることが推察される。聞き取り調査によれば、施設設置について高く評価したものの中には、「夜間など観光客が楽しむ場所が限られてお

り、そのような来訪者に対して遊興の場となる」といったものがあつた。一方で施設設置を低く評価したものには、「既存の公民館やステージがあり、それを利用すればよい」、「すでに神社で定期公演をしているものもあり、とても雰囲気が良い。作られたステージよりもそのような神社での神楽を見て欲しい」、「今のままでよく、常設の舞台が増えて、舞い手の負担も増えると維持できるかわからない」といった意見もみられた。これらの意見の違いは、観光客が比較的多く訪れる市街地などでは常設の神楽舞台の設置が望まれ、山間部など観光客の少ない地域では設置を疑問視する声がみられるなど、地域に訪れる観光客の多寡からも影響を受けていることが示唆される。

一方で「観光客が奉納神楽を鑑賞すること」は、項目中で最も高く評価されている。自由記述欄には、

ステージ神楽よりも奉納神楽鑑賞方式のように夜神楽のようにお宮等の神聖な場所での神事も一緒に体験して頂き、石見神楽を堪能してほしい気がします。近年田舎では神楽の出来ない秋祭りも多くなっています。貴重なお宮の存続にも活性化となれば良いと思います。(原文ママ)

との記述もある。これは、神社での奉納神楽が石見神楽の本来の姿であるととらえており、また奉納神楽の鑑賞を通じて、地域に観光客を呼び込みたいという意思を端的に示している。神楽を観光資源として認めつつも、舞台上で「見世物」として利用することの地域への効果よりも、もっと直接的に地域に人を呼び込む活用の仕方を望む意見の表れといえよう。

聞き取り調査によれば、「奉納神楽しかない」と張り合いがない、観光客の前で舞うことは、神楽を継承していくことのモチベーションになる」と積極的に評価する一方で、「それ（観光神楽）ばかりでは本来の神楽の意味がなくなってしまう」と奉納神楽のもつ真正性にも価値を見出しており、継承者の中にはジレンマをもつものもみられる。

これらの意識は、継承団体の属性の違いによっても異なるのか、居住履歴の構成が特徴的なものを抽出し、それら団体の意識の違いについて検討する。アンケート回答団体のうち、地区外生まれかつ地区外居住者の比率が構成員の過半を超えるものは6団体（A）ある。これら6団体代表の神楽の継承と利活用の意識についての平均値をそれ以外の団体（B）と比較すると、「新しい演目を独自に開発すること」（A3.2, B2.5）、「舞いを映像に残すこと」（A4.0, B3.4）、「新しいデザインの衣装を独自に開発すること」（A3.5, B2.9）といった項目で、Bとの差が0.5上回っている。特に舞いの映像化については6団体すべてが「とてもよい」と、積極的に評価している。また、「新しい舞台装置を独自に開発す

ること]、「地区内に観光客向け神楽用の舞台や神楽殿舞台を設置すること」、「石見地方に観光客向け神楽用の舞台や神楽殿舞台を設置すること」を除くすべての項目で、6団体がそれ以外の団体よりも高く評価している。

自由記述をみると、地区外に居住する構成員が多く、構成員の年齢も若いことから、団体の継続性を不安視するとともに、いかにして地域住民と交流し、文化を伝承していくか葛藤しているものもある⁽⁹⁾。地区外居住の構成員にとって、継承している神楽は、自身の住んでいる地区の氏神、産土神に奉納するものではない。これらのことは、彼らがその土地の文化の継承者として地区の内外から正当性を得られるのかという葛藤と、正当性を得るための方策のひとつとして、地域に貢献する神楽の利活用法を模索していることを示している。そこでは、その土地の神楽を今後も残していくためには、従来の神楽をそのまま継承するのではなく、時代の中で需要に応じて神楽の表現を柔軟に変えていくことも必要であるという、一見すると矛盾するような姿勢が垣間見える。

Ⅲ. 神楽継承団体による継承の実態

前章のアンケート調査の結果から、石見地方における神楽継承団体には団体間の交流とともに、多様な継承の構造が推察される。そのような対象を類型化して分析することは、各継承団体の特徴や実態の多様性を表現できず、当該地域における存立構造を示すのに必ずしも適しているとはいえない。そこで本章では継承団体の類型化は避け、特徴的な属性を示す神楽団について、聞き取り調査の結果を踏まえて活動と継承の実態を紹介したい。

近年設立された神楽団体

ID37は、高校の郷土芸能部に所属した設立者ら6人が、高校卒業後も部の仲間と神楽を続けたく、2011年に設立した団体である。その際、設立者が居住する集落の奉納神楽が絶えており、その復活も目標とした。設立後間もないこともあり、構成員は全員20代である。衣装や道具は、集落の廃校となった小学校の一部に保管している。また練習はこの旧小学校に隣接する公民館で週2回行っている。

設立当初は共演会の機会がなく、単独公演会をしていた。近年では少しずつ公演を依頼される機会が増えてきたため、単独講演会はしていない。彼らにとってこのような公演会という場、人前で舞う機会があることは、練習のモチベーションになっているという⁽¹⁰⁾。

設立の経緯から、神楽の継承については舞いの正確さを重視している。インタビューの中でも、「できたばかりの社中なのでいままであった神楽を正しく舞えるようになること

がまずは大事」, 「舞台装置で魅せるのではなく, 神楽本来の舞いで魅せたい」といった発言もみられた。

近年独立した神楽団

ID35は, ID14の子ども神楽部門出身者が1997年に独立したものである。ID14は舞いについて伝統を重んじ, 上下関係も厳しく窮屈に感じていた。子どもながらに公演会などの舞台上で舞いたかったが, 子ども神楽部門では舞台上に立たせてもらえなかった。新しい所作などの自分たちなりの舞いを取り入れたかったこと, 自分たちも舞台上に立ちたかったことから, 中学生の時に同世代の仲間5人で独立した。

設立の経緯もあり, 当初は周囲の風当たりが強かったが, 中には理解を示してくれる大人や父兄がおり, 彼らが活動の支援をしてくれた。設立時に代表者らは未成年であったため, 団体の代表は父兄が務めていた。衣装の製作には父兄の一人から無利子で資金を借りた。現在週一で練習をしており, その場所となる公民館は, 地域の理解を得られ, 現在に至るまで無料で利用している。

団体が立地する地域の神社への奉納舞は, ID14などの古くからその地域にある団体が担っている。そのため設立後間もないID35は地域外から依頼を受けて, 地域外の神社へ奉納をする。また県外, とりわけ広島県での公演が多い。構成員の中にはニューヨークのマジックショーで大蛇として参加してきたものがある。2014年ごろには, 創作神楽も始めるなど, 神楽の新しい表現方法に挑戦している。

地域外の構成員が多い神楽団体

ID6は1864年に設立され, 現在の構成員40人のうち34人が地域外出身かつ地域外居住者である。構成員数には進学や仕事で地元を離れているものが含まれる⁽¹¹⁾。地元を離れている構成員は週2回の練習に参加できない。イベントでの公演に参加することもあるが, 実際に活動しているのは最多で25人程度である。

構成員の多くは, 神楽団のある大田市内に居住する。年齢構成は20代が中心であり, 30代の構成員が団長を務める。ID6の神楽は, 神楽団体の立地する集落に継承されてきた六調子のものであったが, 若年の構成員が増えるにしたがって, 八調子の神楽が導入されてきた。

大田市内には子どもの構成員からなる子ども神楽団がある。この子ども神楽団は2000年に設立されたが, 子ども神楽団のある集落の神楽は1995年で休止しており, 神楽団復活に当たっては近隣の神楽団から舞いを習得しなければならなかった。この集落の奉納神楽は

ID6が担っており、この子ども神楽団の設立や舞い方の伝授にも深い関わりがあった。子ども神楽団の構成員は中学校の卒業と同時に神楽団も卒業となるので、その後神楽を続けたいものは他の継承団体に入団する必要があった。そこで関わりの深いID6がそれら希望者の受け皿のひとつとなった。子ども神楽団の設立から15年経ち、ID6は子ども神楽団から流入したものを中心として若い世代の構成比率が高く、結果として年齢構成の若返りがなされた。

子ども神楽団体

ID31は子ども神楽団体である。この団体は、主として未就学児童から中学生による神楽の継承を目的に設立された。現在の代表者の父(設立者)がID14から舞いを習得し、1972年に設立した。設立者の逝去に伴い、現在の代表者が引きついだ。ID31の構成員の居住地は、設立当初こそ集落内が多かったが、現在では立地する江津市全体に及んでいる。

練習場所や衣装の保管場所は公民館である。現在の衣装について、費用は地域の寄付によって、製作は地域にある布団店によってなされた。また、白衣など衣装の一部は父兄が自作している。現在は月額500円の会費を徴収しているが、これは練習に来た子どもたちへのおやつなどの費用である。神楽の指導は、ID31を卒業し、他の継承団体で舞い手をしている先輩たちが担っている。年間の公演は納涼祭、敬老会、文化祭といった地域のイベントが主であり、それらでは活動への日頃の理解と支援への恩返しとして、無料で舞いを披露している。

設立当初はID14の舞いを継承していたが、現在では様々な団体のものが混じっている。それは、子どもたち自身が、大人たちの団体の舞いを見て、所作の気に入った団体の舞いを自分たちの舞いに取り入れてきたためである。ID31は大人による神楽部門を持っていない。神楽を続けたい子どもたちは、ID31を卒業した後に自分の好きな所作を継承する団体へと入団するものも少なくない。

年間公演回数が多い神楽団

ID19は、1907年に設立された。1951年ごろに近隣の団体から八調子の舞いを導入し、現在ではこれが演目の主たる部分を占めている。構成員17世帯20人のうち11世帯12人がこの団体の立地する集落に居住している。構成員の中にはIターン者が2人おり、このうち1人はプロの太鼓奏者である。

奉納神楽は、この団体の立地する旧匹見町内の団体が持ち回りで執行している。また、隣接する旧美都町の奉納についても地域から依頼があり、執行している⁽¹²⁾。奉納神楽で

は6演目程度を舞う。また旧匹見町内の小学校のクラブ活動や、中学校の部活動、益田市
の高校で神楽の指導をしているなど、地域住民との関係も深い。

この団体は年間の公演回数が多いことが特徴であるが、それについて団体の代表者は、
観光資源として活用していかないと神楽を残していけないことを指摘した。観客の満足度
を高めるために、舞いを洗練させているという。この団体では10年ほど前に、地域の伝承
を元にした創作神楽を開発し、現在はこれが団体を代表する演目になっている。また、演
目の説明や口上を英語化した英語神楽を舞うなど、地域の文化を国内外の観光客に紹介す
る方法を積極的に模索している。

Ⅳ. おわりに：石見神楽の存立構造

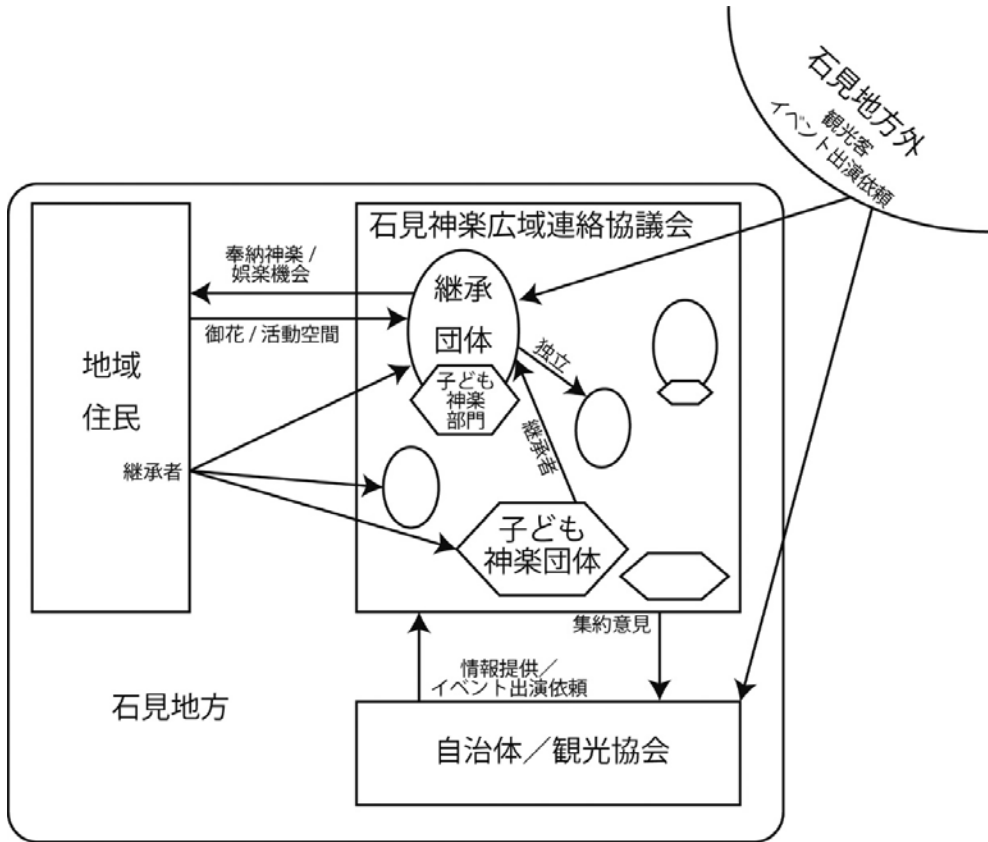
本稿では島根県石見地方に伝わる石見神楽の存立構造について、アンケート調査および
聞き取り調査から分析した。第2図は、本稿で析出された石見地方における石見神楽継承
団体の存立構造をまとめたものである。

石見地方には、継承団体の連合組織体である広域連絡協議会がある。継承団体の中には
これに登録しているものがある。広域連絡協議会所属の継承団体は協議会を通じて情報交
換をしたり集約された意見を行政関係機関に伝えたりする。各自治体や観光協会は、石見
地方外からの公演やイベント出演依頼、観光客への情報提供の窓口となっている。

アンケート回答団体の構成員の性別は8割以上が男性である。また年齢構成は男性では
30代が最も多く、次いで18歳以下が多い。女性では18歳以下が最も多い。18歳以下の構
成員は、継承団体の子ども部門であったり、子どもを対象とした継承団体に属していたりす
る場合が多い。継承団体の子ども部門に参加しているものは、近隣に進学や就職した場合
には、そのまま継承団体の構成員となることもある。また子ども神楽団体に参加している
ものは、団体を卒業後に自身の好みや団体間の関係性に従っていずれかの継承団体に編入
するものもある。ここでは氏子や集落といった枠にとらわれない選択がなされている。

継承団体構成員の中には、団体の運営方針の違いから独立するものがある。また地域の
奉納神楽を復活させることなどを理由に、新規に継承団体を立ち上げるものもある。これ
らの場合はいずれも、設立者や初期構成員の好み、地域に伝わる神楽の形式などに従って、
近隣の継承団体の舞いが導入される。

年間の活動をみると、10月中旬を中心に、奉納神楽の執行がみられる。また道の駅や観
光地などでの定期公演、出演依頼を受けての他地域への出張など、奉納神楽以外にも神楽
を舞う機会が多い。なかには地域の老人ホームでの慰問やショッピングモールでのイベン



第2図 石見地方における神楽継承団体の存立構造

出典：アンケート調査により筆者作成

トなど、地域住民への娯楽提供機会となっているものもある。このような公演機会が年間を通じてあるために、団体では毎週1, 2回ほどの練習日を設けている。観客の前で舞う機会は、継承団体構成員にとって楽しみのひとつであり、彼らが神楽を継承していくことのモチベーションにもなっている姿も確認できる。

年間収入では、依頼公演が主な収入源になっている。また、御花の占める比率も低くない。ただし御花はその文化のある地域や観客からは得ることもできるが、文化のない地域や観客がチケット代を支払って鑑賞する公演などでは得られないことも少なくないなど、不安定な収入源となっている。支出では、少なくない団体で衣装の修繕、更新費が最も高い比率を占めている。これには数年間の積立金や助成金などで対応している。施設管理費はそれほど大きな比率ではなく、練習場や衣装の保管場所などは神社や公会堂、廃校施設などを活用している。これらは地域や自治体の理解によって、無償か格安で利用可能となっている。収入に占める御花の比率の高さや支出に占める施設管理費の低さは、これら地域

や自治体の制度の外での支援、すなわち暗黙の支援とでも言うべき、地域住民による神楽継承への理解によって支えられているとも理解できる。

当該地域には、神楽を舞うこと、鑑賞することが日常の娯楽として根付いており、神楽継承について自治体や地域住民からの理解を得やすい土壌が整っている。調査の中では、神楽を観光資源として利用することで、見られることが舞うことのモチベーションにつながっている姿が確認された。一方で、自身らの継承する神楽を観光の見世物として資源化することに対するジレンマも少なからず言及された。本稿で明らかになった神楽が存立し続けるための地域的な構造が、他の地域や文化でも敷衍できるのか、今後の研究蓄積が待たれる。

付記

現地調査に際して、鳥根県西部県民センター、石見神楽広域連絡協議会、継承団体の皆さまに多大なご協力を賜りました。ここに記して感謝申し上げます。また研究遂行にあたり、科学研究補助費（基盤研究（C））「わが国縁辺地域における伝統芸能の現在」（課題番号17K03256、研究代表者：山本健太）の一部を使用した。

注

- (1) 当地では、神楽を継承している個別の団体の名称として「〇〇社中」や「〇〇神楽団」などが使われている。本稿ではそれらの違いを吸収する表現として「継承団体」としている。なお、アンケート票では、回答者の理解しやすさを考慮し、「社中」という表現を用いている。
- (2) 9市町10協議会の構成は以下の通りである。浜田市（浜田石見神楽社中連絡協議会、金城町石見神楽社中連絡協議会、旭町石見神楽保存会、弥栄町石見神楽社中連絡協議会、三隅町石見神楽社中協議会）、益田市（益田市石見神楽神和会）、大田市（石見銀山神楽連名）、江津市（江津市石見神楽連絡協議会）、川本町、美郷町、邑南町（邑南町神楽連絡協議会）、津和野町（津和野町神星会）、吉賀町。
- (3) 団体連絡先は、団体代表の自宅等に設定されているものが多く、個人情報保護の観点から番地を除いた字単位までの住所を立地場所とみなしている。そのため、実際の立地場所とは若干異なる可能性がある。
- (4) なお、石塚（1979）には約200団体の存在が確認されている（p.15）。現在、連絡協議会所属が111団体であり、大半の団体が所属しているとすると、35年程度で約4割の団体が消滅または統廃合したことになる。
- (5) 回答者の自由記述の中には、高校まで神楽に携わってきたものが数年後には大学進学や就職によって地元を離れる可能性があることを危惧するものもあった。鳥根県内に立地する大学および短期大

学は、松江市に立地する島根大学、島根県立大学短期大学部、浜田市に立地する島根県立大学の3校のみである。石見地方出身者が高等教育機関に進学しようとする場合、現実的には浜田市近在に居住するものは自宅から県立大学へ登校できるが、それ以外のものは実家を離れて生活することとなる。

- (6) 恵比寿神に扮する舞手の釣竿から舞台下へ垂れる釣り糸の先にクリップが付いており、観客はそのクリップに直接自分で紙幣を挟むか、舞台下に控えている別の舞手が挟む。舞台下の舞手が紙幣のついた釣り糸を掴む。舞台上の恵比寿が釣竿を引くが糸を押さえられているため釣竿がしなり、大物が掛かった演出となる。恵比寿は釣り上げた紙幣に驚きを示し、大切に魚籠などへしましう。御花授受の前後となることもあるが、恵比寿はさらなる大物を釣り上げようと、撒き餌に模した小分けの飴や豆菓子などを客席に撒く。
- (7) 一般に、石見神楽の舞には、旧来の六調子と呼ばれるゆったりとした舞と、明治以降に開発された八調子と呼ばれる激しい舞がある。六調子の緩やかな所作は、格調高い印象があり、奉納神楽で好まれ、八調子の舞はそのリズムカルな様子から、若い世代や観光客に人気があるとされる。
- (8) 例えば、大蛇の衣装である蛇胴の新製品価格は15万円以上、頭部は25万円以上である。
- (9) 例えば以下のような記述がある。「現在の団員構成は年齢も若く、また地域外の団員も多く、将来も継続して活動してくれるものか不安があります。また地域からの入会も少なく、地域活動への参加が減少しています。伝統的継承から考えて見ても地域のみなさんとの交わりがこの先出来るのか疑問もあります。現在は、地元のお宮での奉納神楽を中心に各種イベントの依頼を受けています。(中略)これから先、団としてどういう方向へ進んでいくのか、決め手も見つからず、目先の出演依頼に向けての活動、練習が主で伝統伝承に向け、団員自身の意識向上を考えていく必要があると思っています。」
- (10) 継承者にとって舞姿を観客に見せること自体が継承することのモチベーションになるとの指摘は迫(2009)や橋本(2014)においてもなされている。
- (11) 島根県には私立大学は立地しておらず、公立では松江市に立地する島根大学、島根県立大学短期大学部と、浜田市に立地する島根県立大学しかない。注5参照。
- (12) 旧匹見町と旧美都町は2004年に益田市に編入合併した。

文献

石塚尊俊 1979:『西日本書神楽の研究』慶友社。

井上果子 2017: 山間地の伝統文化継承に見る新たな農村文化担い手の形: 高千穂郷・椎葉山地域における神楽継承の事例研究。『農村計画学会誌』36 (Special_Issue), 375-382。

熊谷嘉隆 2016: 秋田県の民俗芸能: 現状と課題そして今後について。『国際教養大学 アジア地域研究連

- 携機構研究紀要』2：1-8.
- 迫俊道 2009：伝統芸能の継承についての一考察—広島市における神楽の事例から.『大阪商業大学論集』5：609-621.
- 佐藤克美・渡部信一 2012：超デジタル時代における民族芸能の継承：八戸法霊神楽を事例として.『教育情報学研究』11：41-50.
- 高崎彰 2016：教育実践報告 小笠原の自然・歴史・文化と学校教育 前篇：「総合的な学習の時間」の展開と特色ある学校づくり.『亜細亜大学課程教育研究紀要』4：27-36.
- 高崎彰 2017：教育実践報告 小笠原の自然・歴史・文化と学校教育 後編：「硫黄島訪島事業」と伝統芸能「南洋踊り」の継承.『亜細亜大学課程教育研究紀要』5：42-52.
- 筒井裕 2015：自然災害と共存する祭礼—東京都三宅島の初午祭を事例として—.古沢広祐編著『共存学 3 復興・地域の創生・リスク世界のゆくえ』弘文堂, 73-90.
- 長谷部正・大村道明 2010：伝統芸能の継承を通してみる農村社会の維持の可能性.『農業経済研究報告』41：69-82.
- 橋本裕之 2014：第5章 保存と観光のはざままで—民俗芸能の現在.『舞台の上の文化—まつり・民俗芸能・博物館』追手門学院大学出版会, 117-130.
- 茂木栄 2015：柳田國男の見た津波供養絵—鶴住居（うすまい）における死者と生者—.古沢広祐編著『共存学 3 復興・地域の創生・リスク世界のゆくえ』弘文堂, 53-72.
- 山路興造 2013：石見神楽をひもとく.『石見神楽の創造性に関する研究』島根県古代文化センター, 1-13.
- 山本健太・和田崇・米良恒平 2016：神楽の現代的状況：宮崎神楽と広島神楽にみる神事性と商品性.『國學院大學紀要』54：43-71.
- 和田崇・山本健太 2016：広島神楽—再領域化の可能性.『県立広島大学経営情報学部論集』8: 163-1751.
- YAMAMOTO Kenta 2018: Traditional Performing Arts as a Regional Resource: Examining Japan's Kagura Dance Form. International Journal of Cultural and Digital Tourism 5: 24-40.